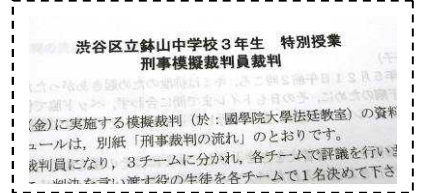


# 中学生が法科大学院生とともに模擬裁判を体験 裁くとは?! 裁判員裁判体験で「人の思い」に思いを馳せる 支援団体：一般社団法人 リーガルパーク

平成 21 年から裁判員制度が始まっています。また、平成 23 年度から順次実施されている新学習指導要領においても、「法やきまり、ルール及び司法」に関する指導の充実を図り、主体的に社会の形成に参加するために必要な資質・能力の育成を目指した教育が求められているところです。

今回は、「法教育」の授業プログラム提供を目的に設立された一般社団法人「リーガルパーク（以下「リーガルパーク」）」が、國學院大學法科大学院の協力を得て、渋谷区立鉢山中学校 3 年生を対象に実施した授業支援の模様をご紹介します。



実施日時：①平成24年9月21日（金）、②28日（金） 実施場所：①渋谷区立鉢山中学校、②國學院大學法科大学院  
学年：中学3年生（1クラス25名） 時程：①3・4時間目、②1・2・3・4時間目 社会科（公民的分野）

## 事前学習 9/21

模擬裁判にかけられる事件の概要については、説明資料が事前に配布され、生徒たちはそれを授業で読み込んでから、この日を迎えていました。リーガルパークの理事で弁護士でもある、今井さんと松宮さんが教室に入りました。一週間後には、國學院大學法科大学院の講義で使用している、法廷そっくりに作られた「法廷教室」を会場に、3グループ（1グループ約8人）に分かれた生徒たちが、裁判員として判決を下します。

「そもそも、なぜ刑罰を科するのだろうか？」と、松宮さんが生徒たちに投げかけることから、事前学習のプログラムはスタートしました。裁判で判決を下す前に、あらかじめ「裁判」とはなにかを、ひとりひとりの生徒が思考することを促します。生徒たちは、被害者、被告人、「世間」、裁判所など、様々な立場から「なぜ」について、前半は考えていきます。

後半は、裁判でのグループごと役割分担などを確認し、本番に備えました。



松宮さん「そもそもなぜ刑罰を科すの?」



今井さん「来週は裁判員になってもらいます」

## 模擬裁判 9/28



被告人「罪状認否」の場面



被告人・証人もリーガルパークの協力者が本物さながらに演技、中学生が質問します

模擬裁判当日、とても緊張した面持ちで、生徒たちは法廷教室に足を運び入っていました。「冒頭手続」「証拠調べ手続き（証人尋問、被告人質問）」「論告・弁論」「休廷（裁判官・裁判員の協議）」「判決言渡」と午前中いっぱい続く裁判に、中学生たちは、裁判官または裁判員の役割でのぞみました。

証人尋問、被告人質問の場面では、生徒ひとりひとりが自分の言葉で直接質問をし、メモをとる、真剣な様子が印象的でした。さすがに「休廷」となった際には「疲れたあ」「緊張したあ」との声が漏れ聞こえていました。

休廷中の協議では、事件概要資料ではうかがい知れなかった被告人の受け答えや表情、証人による証言の信憑性などをめぐり、実刑かそれとも執行猶予かをテーマに検討がなされ、グループごと3つの判決が言渡され、模擬裁判は終了となりました。

中学生にとって普段の教室を飛び出したリアルな法廷体験は、「裁判員裁判」をより理解させるとともに、異なる立場の「他者」に向けた関心や理解を促す可能性も伴っていると感じさせるプログラムでした。



弁護士・検察官は法科大学院生



3グループに分かれて評議・判決

支援団体・支援プログラム情報  
一般社団法人 リーガルパーク  
<http://legalpark.jp/>

生徒の感想より「たった一つの事件の中にも、多くの考え方があることに気付かされました。感じ方は様々で人の数だけ考え方があるということ。自分の意見を持つことの大切さ。」「人間の気持ちをいろんな立場で考えて他の人の意見を聞く中で、新たな考えが生まれ、人の気持ちをよく深く考えることができました。」